

議案第22号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	内国旅行の旅費
監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 32,000円 識見を有する者の中から選任された委員 月額 48,000円	三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）に規定する旅費の例による。
教育委員	委員長 月額 53,000円 委員長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円	
農業委員	会長 月額 53,000円 会長職務代理者 月額 39,000円 委員 月額 36,000円	
選挙管理委員	委員長 日額 7,800円 委員 日額 6,000円	
選挙長	1回につき 10,600円 ただし、当該選挙が無投票となった	

	場合にあつては7,800円
投票所の投票管理者	日額 12,600円 ただし、投票事務打合等の職務の場合にあつては6,300円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円
開票管理者	1回につき 10,600円
投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間が7時間以内の場合にあつては5,300円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 ただし、立会時間が6時間以内の場合にあつては4,700円
開票立会人	1回につき 8,800円
選挙立会人	1回につき 8,800円 ただし、当該選挙が無投票となった場合にあつては4,400円
三朝町消防審議会委員	日額 5,000円 ただし、職務を行う時間が4時間以内の場合にあつては3,000円
三朝町防災会議委員	
三朝町国民保護協議会委員	
三朝町名誉町民選考審議会委員	
三朝町情報公開・個人情報保護審査会委員	
三朝町男女共同参画審議会委員	
三朝町総合計画審議会委員	
三朝町民生委員推薦会委員	
三朝町国民健康保険運営協議会委員	
三朝町環境審議会委員	
三朝町都市計画審議会委員	

三朝町産業振興 審議会委員		
三朝町温泉運営 委員会委員		
三朝町農業後継 者養成奨学生選 考委員会委員		
文化財保護調査 委員会委員		
三朝町青少年有 害図書審議会委 員		
三朝町社会教育 委員		
町立みささ図書 館協議会委員		
三朝町地域民芸 品等保存伝習施 設運営協議会委 員		
国民宿舎ブラン ナールみささ運 営審議会委員		
統計調査員	予算の範囲内で町長が定める額	
保育所嘱託医		
学校嘱託医		
この表に定める 者以外で、法律 若しくはこれに 基づく政令で定 められた附属機 関の委員又は条 例で定めた附属 機関の委員その 他これに類する 構成員	日額 5,000円を超えない範囲内で 町長が別に定める額	
自立推進員	月額 25,000円	三朝町職員等の旅費に関する条例 (昭和45年三朝町条例第67号)に規 定する旅費の例による。
三朝町体育指導 委員	年額 48,000円	
人権教育推進員	月額 160,000円	
三朝町社会教育	月額 130,000円	

指導員	予算の範囲内で町長が定める額	
庁舎管理員		
町長車運転士		
マイクロバス運 転士		
国際交流員（語 学指導等を行う 招致外国青年）		
外国語指導助手		

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。